

- (+) 医薬品医療機器等法第四十条の二第一項(医療機器の修理業の許可)の修理業の許可又は同条第五項の規定による事業所に係る()
 修理区分の追加の許可(政令で定めるもの)に限り、更新の許可を除く。
- (+) 医薬品医療機器等法第八十二条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条第一項若しくは第六項(医薬品医療機器等法第十三条の三第三項において準用する場合を含む)、第十三条の三第一項、第二十二条の三第一項、第二十三条の二の四第一項、第二十三条の二の四第二項若しくは第六項(医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第三項において準用する場合を含む)、第二十三条の二十四第一項又は第四十条の二第一項若しくは第五項の規定による許可(認定又は登録(政令で定めるもの)に限り、更新の許可(認定又は登録を除く。))
- (+) 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数	許可件数
一件につき九万円	一件につき九万円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
 第七十九条 前条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日以後に受ける許可、認定又は登録(附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号に掲げる申請に係る許可及び同条第三号に掲げる申請に係る認定を除く。)(に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた許可又は認定(施行日以後に受ける許可及び認定で、附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号及び第三号に掲げる申請に係るものを含む。))に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)
 第八十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の五十八の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、又は同法第十九条の三の届出」を、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二の十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出」に改める。
 (著作権法の一部改正)
 第八十一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
 第四十二条第二項第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、()の下に「及び再生医療等製品(同条第九項に規定する再生医療等製品をい。))」を加える。
 (消費生活用製品安全法の一部改正)
 第八十二条 次に掲げる法律の規定中、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、及び同条第四項に規定する「医療機器」を、「同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品」に改める。

一 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)別表第八号
 二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十二号)別表第二号
 三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第五十五条第五号
 (流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法の一部改正)
 第八十三条 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、昭和三十五年法律第四十五号」の下に「。次項において「医薬品医療機器等法」とい。))」を加え、及び医薬部外品」を、「医薬部外品及び再生医療等製品」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)
 第八十四条 次に掲げる法律の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、及び医薬部外品」を、「医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。
 一 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第二条第一項
 二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第二条第一項
 三 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第九項第二号
 四 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第十六号)第二条第一項
 五 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)別表第一第十二号
 六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)第二条第一項
 (地価税法の一部改正)
 第八十五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第五号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。
 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)
 第八十六条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。
 第六条第二十項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、第十四条第一項」の下に「、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二十五第一項」を「承認」の下に「又は同法第二十三条の二の二十三第一項の規定による認証を、受けた医薬品」の下に「又は再生医療等製品」を加える。
 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
 第八十七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第四十六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、第八十四条第五号」を「第八十四条第九号」に改める。
 (食品安全基本法の一部改正)
 第八十八条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「すべて」を「全て」に「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、及び医薬部外品」を、「医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。
 第二十四条第一項第八号を次のように改める。
 八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項、第十四条の三第一項(同法第二十條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の八第一項(同法第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十七第一項若しくは同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項、第十四条の三第一項、第十九条の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項若しくは第二十三條の三十七第一項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器若しくは再生医療等製品についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四第一項(同法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは同法第二十九條第一項(同法第二十三條の三十九において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項若しくは第二十三條の二十九第一項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品若しくは再生医療等